

高圧ガス移動の簡略まとめ

高圧ガス保安法(最高で30万円の罰金が当事者と事業者課せられます)

(株)久米商店

移動(運送)区分	不活性ガス(フロン・窒素)	酸素・可燃性ガス(アセチレン)・特定不活性ガス(R32)
内容積25L以下の容器で合計50L以下 (少量高圧ガス移動者)	容器を40℃以下に保つ 転落転倒による衝撃・バルブ損傷防止(注2)	容器を40℃以下に保つ 転落転倒による衝撃・バルブ損傷防止(注2) 酸素とアセチレンのバルブが向き合わないようにする (移動時の注意事項のラベルが容器に張ってあればイエローカードは不要)
上記の量以上及び 容量300m ³ 以下酸素、可燃性ガス (上記以上の多量な酸素・可燃性ガスを運ぶ場合は さらに特別な決まりがあります)	上記に加え 高圧ガスステッカー(前と後) 駐車のみまり(注3)	上記に加え 高圧ガスステッカー(前と後) 消火器(注1) 防災保安工具 イエローカード 駐車のみまり(注3)

種類	容量	内容積L(注5)
C2H2 (注4)	6.3m ³ (7kg)	41.0
	1.8m ³ (2kg)	12.5
	0.45m ³ (0.5kg)	3.6
O2	2m ³	13.4
	1.5m ³	10.2
	0.5m ³	3.6
	0.3m ³	2.2
N2	7m ³	47.4
	3m ³	20.6
	1.5m ³	10.2
R22	10kg	10.7
	20kg	21.0
R410A	10kg	12.0
NRC	10kg	13.0

注4)アセチレンの容量計算はm³を使う

注5)内容積は容器毎にバラツキがあります

(注1)消火器	容量15m ³ ・150kg以下→B-3x1個以上 容量100m ³ ・1ton以下→B-10x1個以上
(注2) 転落転倒による衝撃 バルブ損傷防止	車両と容器の間にマットをはさみ、傷がつかないように プロテクタもしくはキャップする(内容積5L以下は不要) 圧縮ガス→横積み、アセチレン・液化ガス→縦積み 縦積み→ロープで縛る 荷台の前方積みで、最後部は30cm以上空ける
(注3)駐車のみまり	保安物件を避け、交通量の少ない安全な場所を選ぶ 食事などやむを得ない場合を除き、車両を離れない

※神奈川県独自の運送基準(行政指導)

少量を超える移動には不活性ガスだけでも消火器B-1x1個以上・防災保安工具・防災事業所一覧が必要です
少量を超える移動には運送員証を携帯すること
→県内で高圧ガスを移動(運送)する事業者は運送指導員を1名以上任命し、その指導のもとに
運送員を任命して保安講習を受講させ、運送時には運送員証を携帯する決まりになっています
詳しくは神奈川県ホームページをご参照下さい
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/24103.pdf>(基準及び解説)
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/24227.pdf>(指針)